

《資料》

鳥取県における養護学校義務制25年の成果と課題 —「特別支援教育」に向けた障害児教育の量的拡充の検証—

國 本 真 吾

Shingo KUNIMOTO : Schools for Children with Disabilities in Tottori Prefecture, Japan : The Past 25 Years
—Substantiating Quantitative Expansion in the "Special Support Education"—

1979年4月、学校教育法施行以降未実施だった養護学校における義務教育が開始された。21世紀に入り、「特殊教育から特別支援教育への転換」が進行する中で、文部科学省は盲・聾・養護学校を障害種別によらない「特別支援学校」として再編する計画である。そこで本稿では、養護学校義務制から25年を経過した段階における、鳥取県の「特殊教育」基盤に関する量的拡充の様子と今後の「特別支援教育」体制への課題について検討した。

キーワード：養護学校義務制 障害児教育 特別支援教育 特別ニーズ教育 特殊教育

はじめに

1947年、戦後日本の学校教育制度の根幹となる学校教育法（法律第26号）が、公布・施行された。法の第6章「特殊教育」において、障害を有する児童・生徒への学校教育の場（教育機関）として、盲学校、聾学校、養護学校及び特殊学級を位置づけ、法的な「障害児教育」の場を規定した。しかし、同法附則第93条では、盲・聾・養護学校における就学義務及び都道府県の学校設置義務の施行期日に関して、「政令で、これを定める」としたため、いわば義務制の延期という事態が生じる。盲・聾学校においては、義務制の即時実施を求める運動の展開により、翌1948年度より学年進行という形で開始されたが、養護学校においてはその後30年近くの時間を要することとなる。

その間、未就学・不就学をなくす国民的な障害児の就学保障運動の展開などもあり、1973年、国は

「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」（政令第339号）を出した。いわゆる、「義務化予告政令」と称されるものである。これにより、1979年度からの養護学校での義務制実施が開始された。これは、わが国の障害児教育の歴史において、大きな転換点であった。

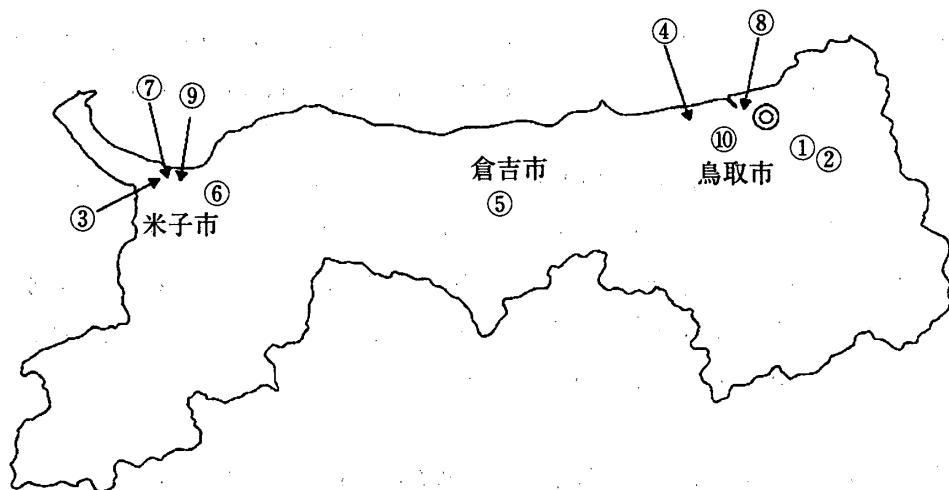
21世紀に入り、50年近く続いた戦後の「特殊教育」が、再度大きな転換期を迎えている。つまり、特別な場に応じて実施されてきた「特殊教育」から、「一人一人の教育的ニーズ」に応じる「特別支援教育」への転換である。2003年3月、文部科学省は「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（以下、特別支援教育報告）において、小・中学校の「特殊学級」と「通級による指導」を一本化して「特別支援教室（仮称）」に、障害種別に応じて設置されてきた盲・聾・養護学校を、総合的な「特別支援学校（仮称）」とする案を提起した¹⁾。その後、中央教育審議会初等中等教育分科会に「特別支援教育特別

委員会」が設置され、学校教育法改正に向けた通常国会への上程も秒読みされている²⁾。

そこで、「特別支援教育」制度に関わる法改正を前に、養護学校義務制実施から25年が経過した現在までの間、その質的・量的面での進歩について検証する必要がある。理由としては、「特別支援教育報告」において「障害のある児童生徒の教育の基盤整

備については、全ての子どもの学習機会を保障するとの視点から、量的な面において概ねナショナルミニマムは達成されているとみることができる」とされたが、報告内で示された数値は妥当性に欠けており、一概に「ナショナルミニマムは達成」されたと判断するには注意を要するからである。

本来ならば、全国的な基盤整備の状況を扱うのが



学 校 名		障害種別	設 置 部	所在 地	関 係 施 設
県立	①鳥取盲学校	視覚障害	小・中・高 (専攻科)	鳥取市	—
	②鳥取聾学校	聴覚障害	幼・小 中・高	鳥取市	—
	③鳥取聾学校ひまわり分校	聴覚障害	幼・小	米子市	県立皆生小児療育センター
	④白兎養護学校	知的障害	小・中・高 (訪問)	鳥取市	社会福祉法人松の聖母学園 国立病院機構西鳥取病院
	⑤倉吉養護学校	知的障害 肢体不自由	小・中・高 (訪問)	倉吉市	県立皆成学園
	⑥米子養護学校	知的障害	小・中・高	米子市	—
	⑦皆生養護学校	肢体不自由	幼・小・中・高 (訪問)	米子市	県立皆生小児療育センター
	⑧鳥取養護学校	病弱身体虚弱 肢体不自由	小・中・高	鳥取市	県立中央病院
	⑨米子市立米子養護学校	病弱 身体虚弱	小・中	米子市	国立病院機構米子医療センター
	⑩鳥取大学附属養護学校	知的障害	小・中・高	鳥取市	—

図1 鳥取県内の盲・聾・養護学校の配置（2004年12月現在）³⁾

望ましい。本稿ではそれに向けた前段階として、人口最少県である鳥取県を事例として採り上げ、養護学校義務制後の量的拡充の経過を検証する。そして、義務制25年を経過した現在までの成果と今後の「特別支援教育」体制への移行への課題について検討する。その際、対象を養護学校に限定せず、特殊教育全体の状況との関連性を探る上で、盲・聾学校及び小・中学校の特殊学級についても含めるものとする。

1. 盲・聾・養護学校の充実

(1) 学校設置の歩み

現在、鳥取県には9校の盲・聾・養護学校本校と聾学校の1分校が設置されている（図1）。

歴史を紐解けば、明治期の1910年に誕生した私立「鳥取盲聾学校」が、鳥取県における障害児教育の始まりとされる⁴⁾。その後、1937年に県立に移管し「鳥取盲聾学校」と名称変更した。そして戦後の教育改革を経て、1948年に県立「鳥取盲学校」と「鳥取聾学校」に分離し、視覚障害・聴覚障害の義務教育が学年進行で開始される。

養護学校における教育は、児童福祉施設内に設置された小・中学校の分校を起点に、1961年に「鳥取市立養護学校白兎学園」（現：県立白兎養護学校、1977年県立移管）、翌1962年に「米子市立養護学校皆浜学園」（現：米子市立米子養護学校）、1972年に「倉吉市立養護学校」（現：県立倉吉養護学校、1988年県立移管）が設置される。県立の養護学校としては、1963年に「県立米子皆生学園」（現：県立皆生養護学校）が設置され、1975年に「県立鳥取養護学校」、1978年に米子市立養護学校あかしや分校を経て「県立米子養護学校」が設置された。国立校は、鳥取大学教育学部附属小・中学校（当時の特殊（障害児）学級を改組し、1978年に「鳥取大学教育学部附属養護学校」（現：鳥取大学附属養護学校）が設置された。

以上のように、1979年度からの養護学校義務制を

控え、その前年までに県内では学校の設置が完了し、現在までその学校枠は引き継がれている。

(2) 在籍者数の推移

盲・聾・養護学校の在籍者児童・生徒等（幼稚部及び高等部専攻科在籍者を含む）について、鳥取県内の学校設置が完了した1978年度の前年である1977年度から2004年度までの期間で見てみる⁵⁾。

まず、学校種別ごとによる在籍者数の推移を、各学部別に表したのが図2～4である。

盲学校は、全体的に義務教育段階の小・中学部に比べ、高等部の在籍者が2倍近くとなっている。しかし、養護学校義務制の頃と比べて、現在では在籍者数は半数近くに減っているとともに、増減の差が激しいことがうかがえる。全国的にも盲学校在籍者数は減少傾向にあり、鳥取県においてもその流れと符合しているといえよう。県下の盲・聾・養護学校の高等部に専攻科を設けているのは現在盲学校のみで、本科卒業後に一度社会に出てから、再度職業技術の再教育のために専攻科に入学することも珍しくない。今後は、専攻科在籍者の増減についても注目しておく必要があろう。

聾学校においても、盲学校と同じく在籍者数の減少傾向にあるとともに、増減差が激しい。特に中学部の在籍者は、1977年度に比べて現在は5分の1程度である。また、小学部との関連で見ると、在籍者数が同数だった1982年度、中学部が小学部を上回った2001年度を除けば、小学部の在籍者数との差が著しく大きい傾向にある。特に2004年度は、1986年度以上の落ち込みになっている。要因としては、後述する中学校の難聴学級との関連性が指摘されるだろう。さて、幼稚部は東部地区の本校に加えて、約100km離れた米子市の皆生小児療育センターと皆生養護学校に隣接する形で、「ひまわり分校」（幼稚部のみ）が1994年度に設置された。2004年度からは、「ひまわり分校」に念願の小学部が設置され、米子市を中心とした西部地区の聴覚障害教育拠点が充実したところである。年度毎の著しい増減差は幼稚部

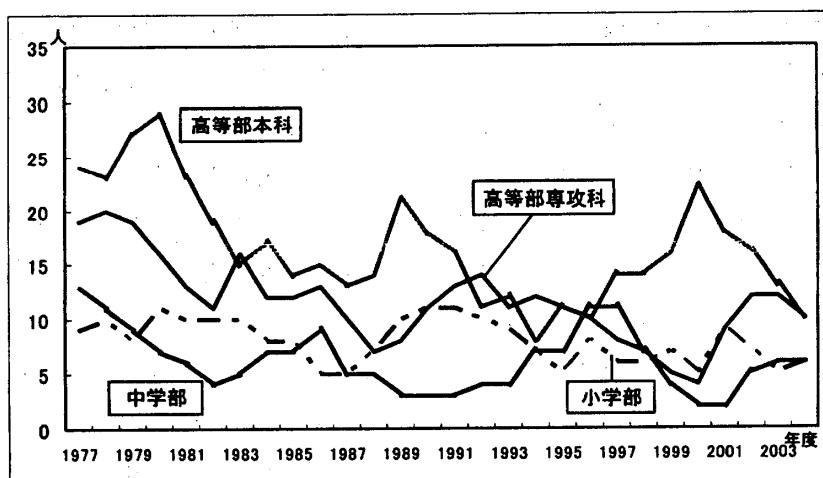


図2 盲学校在籍者数推移

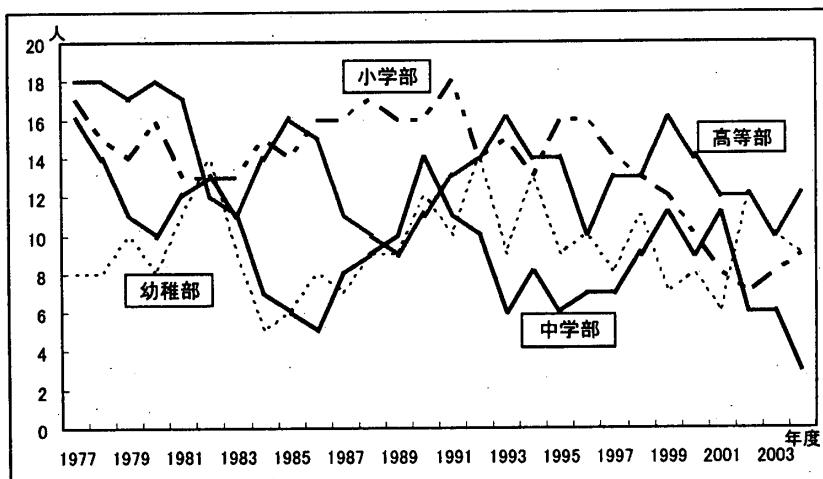


図3 聾学校在籍者数推移

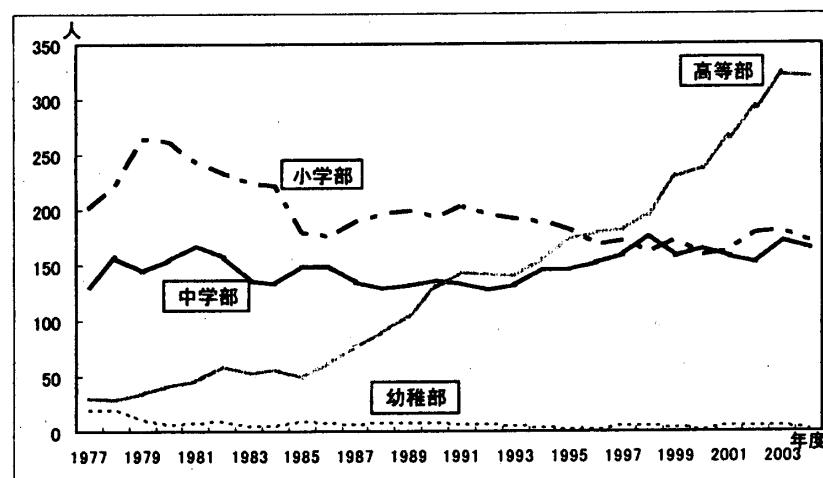


図4 養護学校在籍者数推移

でも確認できるが、2002～2003年度は小学部の在籍者数を初めて2年連続で上回り、今後の経過に注目したい。

養護学校（知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱）においては、盲・聾学校とは異なる変化が見られる。小学部では、養護学校義務制の年に在籍者数が増加、1985年度に若干の落ち込みがあった他は、比較的安定した在籍者数である。中学部は、1998年度に小学部と逆転したように、在籍者数が小学部とほぼ同数になってきた。高等部は小・中学部に比べ、義務制実施時は在籍者数が少なかった。原因としては、養護学校に高等部が設置された時期との関係で見る必要があるが、年々在籍者数が増加する傾向である。特に、義務制実施の頃に小学部に就学した子どもが高等部へ進学する1980年代後半からの伸びが著しく、また高等部希望者全員入学の実施も作用して、小・中学部における各在籍者数の2倍近くに迫る勢いで増加している。

2. 特殊学級（障害児学級）の整備

「特殊学級」は、学校教育法第75条に法的根拠を持つ。具体的には、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴の5障害の他に、「その他」として言語障害、情緒障害を加えた、計7障害に対応するため、小・中学校・高等学校・中等教育学校に設置される学級である。鳥取県では、1988年度に法制上の「特殊学級」呼称を「心身障害児学級」へ、1995年度からは「障害児学級」と呼ぶようになった。

（1）学級開設の歩み

鳥取県における「特殊学級」の開設は、1960年に鳥取市立日進小学校内に設置された「精神薄弱」学級が最初とされる⁶⁾。その後、1970年に米子市立明道小学校に難聴学級、鳥取市立久松小学校に言語障害学級が相次いで設置された。情緒障害学級は、養護学校義務制実施前年の1978年に鳥取市立日進小

校に設置と、時間をかけながら拡充が図られてきた。

その他には、1995年度から児童福祉施設の情緒障害児短期治療施設内に情緒障害学級の分教室を設けるなど、特別な教育的ニーズに応じる試みもなされている。また2000年度からは、障害種別によることなく、該当児が1名からでも学級設置の方針を探ることとなり、在籍者数・学級数の増加に影響を与えている。

（2）在籍者数の推移

障害児学級の在籍者数は、1979年度の養護学校義務制後の1980年代は、緩やかな減少を示していた（図5）。しかし、小学部・中学部ともに1990年代に入ってから増加に転じ、年々その数は伸びている。先に述べたように、対象児1名からの学級開設も作用し、数の増加は今後も続くと思われる。

障害児学級に在籍する児童生徒数の推移について、障害種別に表したのが図6～7である。

小・中学校に共通しているのは、圧倒的に知的障害が多く、近年情緒障害が増加している点である。また、年々情緒障害が知的障害の在籍者数に近づいていることが確認できる。知的障害は義務制実施以降減少傾向であったが、1990年代には小学校で200人台、中学校では100～150人台でそれぞれ安定期に入った。背景には、小学校の障害児学級に在籍した児童が、卒業後に養護学校中学部へ入学して行ったのではないかと推察される。

その他では、肢体不自由の増加が確認されるが、先の知的障害・情緒障害以外は1桁台の在籍者が続いている。特に、言語障害学級については通級指導教室との関連が指摘されるが、小学校で2001年度から、中学校では1990年度から在籍児が皆無であった（2003年度から中学校で復活）。

（3）学級設置数の推移

障害児学級の全体の設置数を見た場合、図8のように、特に小学校での増加を確認することができ

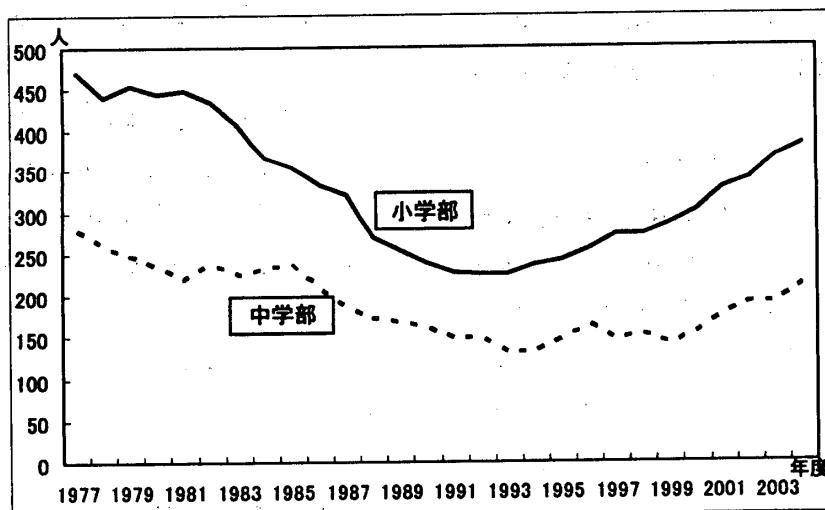


図5 障害児学級在籍者数推移

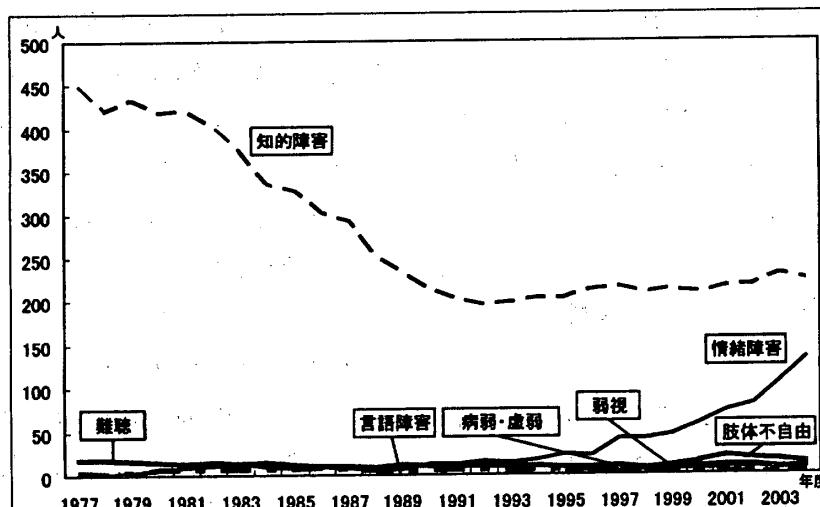


図6 小学校障害児学級在籍者数推移（障害種別）

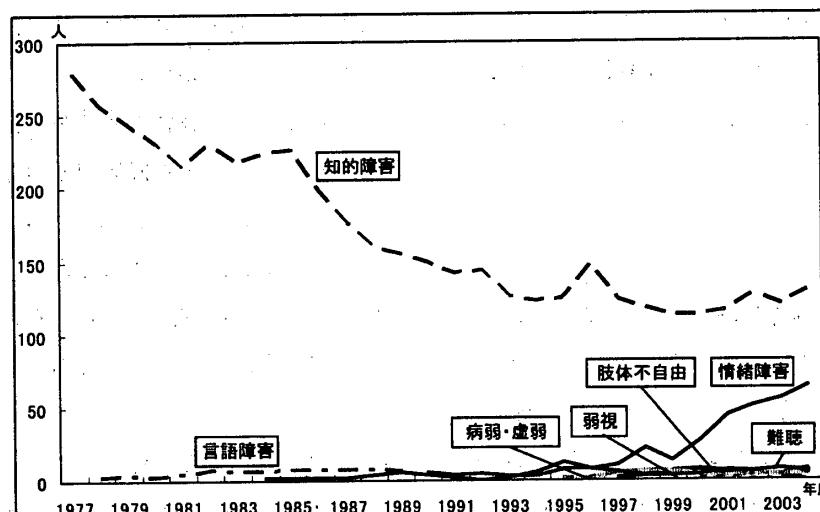


図7 中学校障害児学級在籍者数推移（障害種別）

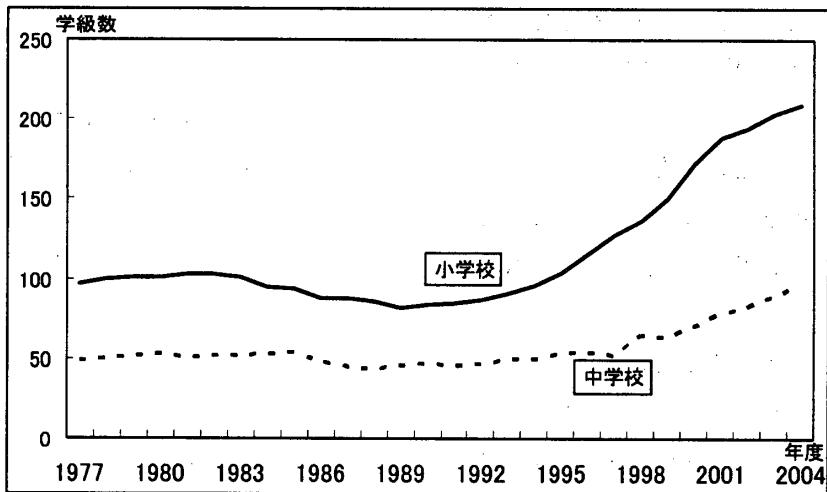


図8 障害児学級設置数推移

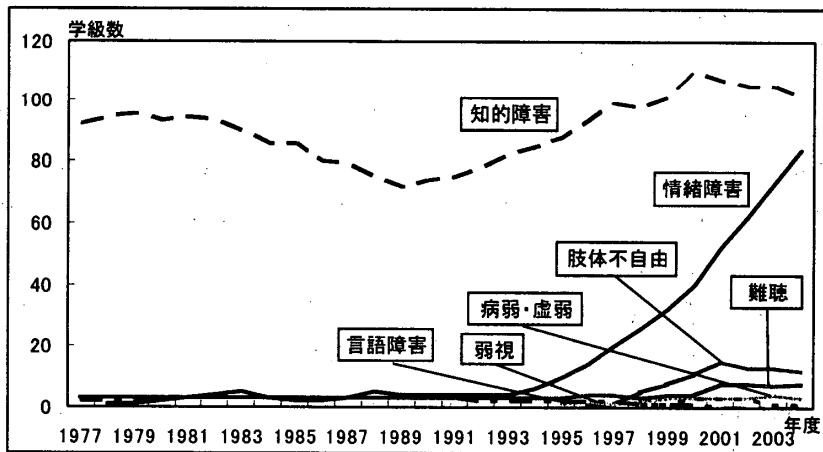


図9 小学校障害児学級設置数推移（障害種別）

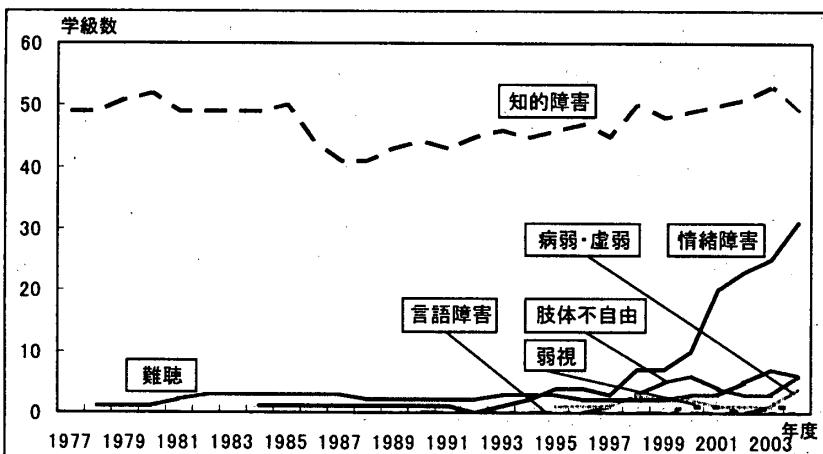


図10 中学校障害児学級設置数推移（障害種別）

る。中学校でも近年増加現象であり、対象児1名からの学級設置の方針が、大きく作用しているだろう。

図9～10を見た場合、在籍者数のグラフとの大きな違いは、肢体不自由学級である。小学校では知的障害・情緒障害に次ぐ設置数だが、中学校になるとその数は減少する。肢体不自由と一口にいっても、子どもによってその示す状態像は個々で異なる。筋ジストロフィーや脳性マヒの子どもを想定した場合、小学校段階では地域の小学校肢体不自由学級で生活する事も可能といえよう（場合によっては通常学級ということもあり得る）。しかし、身体の成長や第2次性徴による変化を経験し、障害に応じた適切なケアを求めて肢体不自由養護学校へ進むケースも珍しくない。肢体不自由学級に関しては、そのような理由も考える事ができるだろう。

鳥取県の場合、盲・聾・養護学校の立地地域との関連で障害児学級を注目する必要がある。図1のように、鳥取県下の盲・聾・養護学校は鳥取市・倉吉市・米子市といった、いわば海側の都市部に設置されている。八頭郡や日野郡のように県境近くの町村からは、公共交通機関を利用して片道1時間以上の通学を強いられる事になる。また、冬期は積雪による交通網の停止等もあり、通学に際しては子ども自身やその家族に対して大きな負担になるといえよう。そのような理由から、居住地域の学校に障害児学級が対象児1名からでも設置される事の意味は、過疎化・少子高齢化の地域にとっては大きい。つまり、「統合教育」や「共生・共育」に対する理解が大きいと言うのではなく、中山間地域特有ゆえの学級増の理由を指摘できるだろう。

3. 義務制施行後の成果と特別支援教育への転換における課題

以上のように、養護学校義務制25年を迎えた鳥取県の「特殊教育」制度の量的拡充の様子を見てきた。以下では、今後の「特別支援教育」制度確立に向け

た動きを踏まえ、その成果について検討する。

(1) 盲・聾・養護学校の状況

鳥取県の場合、養護学校義務制の前年である1978年までに設置された盲・聾・養護学校が、現在まで引き継がれている。その一方、特に養護学校での在籍者数は高等部を除いて、20数年間大きな変化は見られない。このことは、少子化で児童生徒数が減少している通常の学校の様子を踏まえれば、養護学校の在籍者は決して少なくないことを意味する。また、障害児学級設置数の増加を見ても、「特殊教育」に対するニーズが高いことが伺える。ただ、障害児学級の設置事情と盲・聾・養護学校の立地する位置との関係から検討すれば、市町村毎の障害児学級在籍者数及び盲・聾・養護学校通学者数、そして盲学校寄宿舎や養護学校隣接の児童福祉施設の入所児童数から、さらに詳細に検討を要する。よって、今後の課題としたい。

養護学校高等部の在籍者が激しく増加しているとはいえ、小・中学部の在籍者が減少しているわけではない。よって、高等部の教室確保の問題は想像でき、実際に教室をカーテン等で分割、また会議室や特別教室を教室に転用するなどという対応を迫られてきた事実がある。現在、高等部棟の建設が進められている状況からも、特別支援教育報告が示す量的整備が達成されたとは言い難い。中央教育審議会の中間報告でも、いわゆる特別支援学校に向けた障害種別の「総合化」、そして「センター化」は示されたが、現在の学校に他の障害種別の子どもが入ってきた場合、現有施設の改修工事も想定されてしかりである。

(2) 「特殊学級」の状況

鳥取県の障害児学級設置率は、全国的にもその割合は高く、小学校ではほぼすべての学校に学級があるという計算になる。ここでは、教員配置の課題について挙げておきたい。

障害児学級の増加に伴い、学級担任の専門性につ

いて危惧が高まっている。奥田公直氏らが「急激に障害児学級数が増加したために、養護学校教員免許を取得している教員数の不足という事態が発生している」と述べるように⁷⁾、教員養成段階で特殊教育にかかわる教員免許状（盲・聾・養護学校）を取得していない障害児学級担任の存在が指摘できる。逆に言えば、「支援の手を求めている担任が多い」と捉えることも可能であろう。現在、県教育委員会主催の認定講習による免許状の取得も進んでおり、適材適所の人材配置がなされるよう期待したいところである。また、中央教育審議会での特殊教育教員免許の総合化に向けた今後の議論についても、注目しておく必要があろう。

「特殊学級」は、学校教育法上は高等学校にも設置する事が可能である。しかし、全国的にも高等学校における「特殊学級」の設置は皆無に近い。鳥取県のように、養護学校高等部在籍者数の増加は、高等学校の在り方に規定されるところも否めなく、養護学校に限定せず、後期中等教育全体でその在り方を議論していくべきだろう。

4. 幼児期の特別支援教育の課題

乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を目指す「特別支援教育」において、就学前機関での「特別支援教育」が十分に触れられてきているわけではない。そこで、今後の期待も含めた課題を挙げておこう。

(1) 「障害など」への支援がもつ意味

鳥取県教育委員会は「鳥取県幼児教育振興プログラム」において、「基本方針」の一つに「特別支援教育の推進」を挙げた⁸⁾。その中では、「障害などにより支援や配慮が必要な幼児と保護者などに対して、乳幼児期から教育・医療・保健・福祉などが一体となって支援を行うことが重要であり、そのための一貫した相談・支援体制を整備することが必要」と記されている。幼児期は医師による診断がつかない¹¹⁾。

くとも、特別な配慮を要する子どもも多く、また障害を有する子ども以上に対応を要するケースも存在する。よって、障害に限定せず「障害など」と表した点は、現場の実態を反映しているだけでなく、県教育委員会障害児教育室がとってきた姿勢も垣間見られよう⁹⁾。

すなわち、2000年度から始まった独自施策である、「学習障害等指導充実事業」の「等」の語が持っている意味である。この中には、LD（学習障害）の他に、AD／HD（注意欠陥多動性障害）と高機能自閉症も含みうるが、それ以外の特別な教育的ニーズを抱える子どもへの支援を可能としている。それゆえ、特別支援教育報告でいう「特別支援教育」が、従来の障害種別にLD、AD／HD、高機能自閉症の3種を加えたレベルであったことからも、鳥取県の「特別支援教育」はより多くの子どもを支援するということが想定できよう。国は「特別支援教育」の対象児の幅から見ても、不登校児・要養護児・帰国子女や外国人子女などを含む「特別ニーズ教育」からは、まだ離れている。地方分権・地方自治の時代に入り、自治体の力量で国以上の支援を生み出すことが可能になることを、「など（または等）」の語からも確認できるのではないだろうか。

(2) 幼稚園の特別支援学級

渡部昭男氏は、特別支援教育報告を受けて、学校教育法の改正試案を示した¹⁰⁾。その中では、國のいう「特別支援教室」ではなく、「特別支援学級」を提起している。そこでは、現行の「特殊学級」を規定する学校教育法第6章中の第75条の内容を、第2章の小学校にまず盛り込み、準用規定を「中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園」に置くこととしている。就学前の幼稚園では、現状として教諭の加配による対応が主であり、幼稚園「特別支援学級」の存在意義は大きいであろう。乳幼児期から一貫した支援を講じていく上で、就学前特に幼稚園の条件整備についても、今後は実質的な議論を求めるい¹¹⁾。

おわりに

「特別支援教育」の制度確立に向けて、学校教育法の改正については、今後の動向を見守ることを要する。しかし、今回の問題意識のように、特別支援教育報告の「量的な面において概ねナショナルミニマムは達成」という認識に、果たして妥当性があるのかを検証することは、すなわち戦後の「特殊教育」や養護学校義務制の成果を示すことである¹²⁾。鳥取県を例にしても、義務制以降の「特殊教育」に対するニーズは高まっているが、必ずしも量的条件の整備が十分に追いついていない部分もあった¹³⁾。よって、「ナショナルミニマムは達成」という認識が具体的に何を指し示すかにもかかわるが、「特殊教育」も含めた学校教育制度全体での達成状況を確認する必要がある。本稿で明らかに出来なかった部分や、全国的なデータから再度鳥取県の実態を位置づけ直す作業についても、今後の課題としておきたい。

追記：本稿は、日本特殊教育学会特殊教育システム検討委員会・自治体研究班（代表：藤本文朗大阪健康新短期大学教授）の研究協力員として、2002～2003年度に取組んだ調査研究の一部である。なお、調査研究の成果は、國本真吾「[鳥取県] 圏域ごとの社会資源の整備とネットワーク化」日本特殊教育学会特殊教育システム検討委員会自治体研究班編『「特別支援教育」への転換—自治体の模索と試み』クリエイツかもがわ、pp. 162-174、2003年、としても発表済である。

《注》

- 1) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」2003年3月28日（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編『特別支援教育』No10、東洋館出版社、2003年）。
- 2) 中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」2004年12月1日。
- 3) 図1は、鳥取県教育委員会「平成16年度版 鳥取県の障害児教育—理解と啓発のために—」（リーフレット）2004年、を基にして、筆者が修正を加えて作成した。
- 4) 鳥取県の障害児教育の歩みについては、鳥取県教育委員会「鳥取県の障害児教育」、pp. 3-7、1997年、を参考にした。
- 5) 本稿で使用した統計資料は、①文部科学省（文部科学省）『学校基本調査報告書』各年度版、②同「特殊教育資料」各年度版、③前掲4）、④鳥取県教育委員会「鳥取県の障害児教育—理解と啓発のために—」（リーフレット）各年度版、である。
- 6) 森田桂介氏の調査によれば、1960年以前にも、県下の教員によって障害のある児童を集めた学級が運営されたようである（森田桂介「鳥取県における特殊学級の現状と課題」鳥取大学大学院教育学研究科修士論文、2003年）。しかし、森田氏の調査では学校教育法第75条による「特殊学級」としての設置であったかが不明で、前掲4）の県教育委員会資料に基づき、本稿では日進小学校の学級設置を鳥取県初と位置づけるのが適当と判断した。
- 7) 奥田公直・紙本早知子・谷口良子・小枝達也・八木啓子・勢川義夫「障害児学級担任はどんな支援を望んでいるか？：フォーカス・グループ・インタビュー法を用いて」『鳥取大学教育地域科学部紀要 教育・人文科学』第4巻第1号、pp. 81-94、2002年。
- 8) 鳥取県教育委員会「鳥取県幼児教育振興プログラム」2004年。
- 9) 國本真吾・澤田淳太郎「山陰地方における『特別支援教育』施策の展開（第Ⅱ報）—地方自治時代の自治体独自施策の試み—」『鳥取短期大学研究紀要』第49号、pp. 1-10、2004年。
- 10) 渡部昭男「自治体の多様性を踏まえた『特別支

援教育』への法改正試案』日本特殊教育学会特殊教育システム検討委員会編『「特別支援教育」への転換—自治体の模索と試み』クリエイツかもがわ, pp. 210–231, 2003年.

11) 文部科学省は、平成17年度予算概算要求の中で、LD・AD/HDのような発達障害をはじめとした、「気になる子」への対応施策として「保育カウンセラー制度」を創設する方針を決定した。「保育カウンセラー」は、臨床心理士らが幼稚園を巡回して、教諭や保護者の子育て相談に応じるという目的である。

12) 検証の手法としては、越野和之氏による訪問教

育や障害児学校の都道府県格差などが参考になる（越野和之「ナショナルミニマムは達成されたのか？」越野和之・青木道忠編『「特別支援教育」で学校はどうなる』クリエイツかもがわ, pp. 107–122, 2004年）。

13) その他の課題として、人的資源の問題を挙げることができる。詳しくは、以下を参照のこと。國本真吾「地方が輝く特別支援教育をめざす—人口最少県・鳥取県のチャレンジ」『みんなのねがい』2005年1月号, 全障研出版部, pp. 48–51, 2005年。